

工事費の補助制度があります

補助対象となる災害復旧工事は？



豪雨などの災害により被害を受けた農地（田・畑等）や農業用施設（農業用水路・農地への乗入口等）を原形に復旧する工事

補助金交付の対象者は？



- ・農地の所有者もしくは耕作者
- ・農業用施設の利用者もしくは収益者

かつ

農地等の災害復旧工事を実施する方

補助の内容は？



災害復旧工事に要する経費の**80%**（交付上限額32万円）
災害が国指定の激甚災害に指定された場合は経費の90%（交付上限額36万円）

補助金交付の例



豪雨により法面が崩壊した畑

復旧工事費 330,000円

備品購入費や手当等は含められません



交付決定額 **264,000円**

写真のように農地等が崩壊している箇所があれば担当部署へご連絡ください。職員が立会・確認後、申請いただけます。



申請に必要な書類や補助金交付の流れなど詳細は窓口職員までお問い合わせください

お問い合わせ（担当部署）

本庁	耕地課	0979-62-9052(直通)
三光支所	農林建設課	0979-43-2050(代表)
本耶馬溪支所	農林建設課	0979-52-2211(代表)
耶馬溪支所	農林建設課	0979-54-3111(代表)
山国支所	農林建設課	0979-62-3111(代表)